

# 警視庁警察職員の育児休業等の承認権限の委任等に関する規程

平成4年4月1日

訓令甲第13号

〔沿革〕 平成20年5月 訓令甲第16号(い)改正

(権限の委任)

第1条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条、第3条、第5条、第10条、第11条、第17条及び第19条並びに 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年東京都規則第35号。以下「規則」という。)第4条の規定による職員(所属長(所属及び所属長の呼称に関する訓令(昭和35年8月15日訓令甲第23号)に規定する所属長をいう。以下この条において同じ。)を除く。)についての育児休業等の承認等に関する警視總監の権限は、所属長に委任する。

(母子健康手帳の提示等)

第2条 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求しようとする職員は、当該請求をする際に、規則第2条第2項に規定する証明書類として、母子健康手帳を提示し、又は住民票、戸籍抄本等を提出しなければならない。(い)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に改正前の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(昭和38年12月28日訓令甲第36号)第8条の2の規定による育児休業の承認を受けて育児休業をしている職員については、この訓令の規定による育児休業の承認とみなす。